

(平成 20 年第 1 回北海道市町村職員退職手当組合議会定例会：報告書)

日 時 平成 20 年 1 月 29 日 午後 2 時  
場 所 北海道自治会館 6 階 特別会議室

- ・ 日程第 1 補欠選挙により当選した議員の議席の指定
  - ・ 12 番 早川正剛秩父別町議会議員就任（石原敏之妹背牛町議会議員退任）
- ・ // 第 2 会議録署名議員の指名
  - ・ 和田良司奥尻町長 ・ 田中勝男清水町議会議員
- ・ // 第 3 会期の決定 本日一日(1 月 29 日)
- ・ // 第 4 報告第 1 号 例月出納検査結果報告について
- ・ // 第 5 報告第 2 号 定期監査の結果報告について
- ・ // 第 6 報告第 3 号 専決処分の報告について
  - ・ 国家公務員の給与改定措置に準じ 11 月 28 日付で「職員の給与に関する条例」を一部改正したものです。(本給の 1・2 等級へ該当する職員はおりません。)
  - ・ 扶養手当 6,000 円～6,500 円
  - ・ 住居手当 3,000 円～2,500 円(新築・購入から 5 年経過していない職員に限り支給)
  - ・ 勤勉手当 12 月支給 72.5%～77.5% 6 月支給 72.5%～75%
- ・ // 第 7 議案第 1 号 平成 19 年度一般会計補正予算(第 2 号)
  - ・ 主たる要因は、整理勧奨退職者が想定を上回る状況、一般職員の減少により負担金を減額し、基金繰入をするもので、歳入歳出それぞれ 8 億 2,225 万 9 千円を追加し総額を 369 億 8,812 万 4 千円としました。
- ・ // 第 8 議案第 2 号 平成 20 年度市町村負担金の負担率について
  - ・ 「第 2 次一般職負担率改定計画」(平成 18 年 1 月議会決定)にそって  
一般職 千分の 155～千分の 170 特別職 千分の 320 (前年同額)
- ・ // 第 9 議案第 3 号 平成 20 年度一般会計予算
  - ・ 歳入歳出予算総額をそれぞれ 350 億 6,091 万 5 千円としました。(資料別添)
- ・ // 第 10 議案第 4 号 退職手当条例等の一部を改正する条例制定について
  - ・ 関係法令の改正にともない、国家公務員の例に準じて改正しました。  
(職員の育児短時間勤務、自己啓発等休業、高齢者部分休業)
- 協議事項 組合財政計算の結果について
  - ・ 職員数の減少率、整理勧奨退職者数が当初計画の想定を上回り、基金積立額の大幅減少につながる状況となっており、新たな要素を組み入れ財政診断を数理計算専門機関に委託していたものです。(資料別添)
  - \* 基金貸付制度については、新年度から廃止する事になりました。
- 別添資料 ①谷川組合長挨拶 ②平成 20 年度一般会計予算 ③組合財政計算の結果  
④出納状況調(一般会計執行状況) ⑤基金貸付利用状況調 ⑥給付業務の進捗状況  
⑦退職手当支給状況調 ⑧資金収支の状況

以上報告いたします。

北海道市町村職員退職手当組合議会議員

福島町議会議員 溝 部 幸 基

(平成 20 年 第 1 回北海道市町村職員退職手当組合議会定例会 谷川組合長挨拶)

と き 平成 20 年 1 月 29 日(金) 午後 2 時

ところ 北海道自治会館 6 階 特別会議室

本日、ここに平成 20 年第 1 回組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、新年早々何かとご多忙のところ、ご出席を賜り厚くお礼を申し上げます。

まず、輝かしい新春を皆様と共につつがなくお迎えできましたことを、心からお慶び申し上げる次第であります。

さて、現下の地方自治を取り巻く環境は、皆様方が実際に肌で感じておられるように、過疎化・少子高齢化の進行に加え、地域における多くの困難な行政課題を抱えたまま自治体財政が困窮する中、昨年 6 月には「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」、いわゆる「地方財政健全化法」が可決・成立し、各自治体における健全な財政運営について早急な対応が迫られるなど、極めて難しい局面に立ち至っているのであります。

これら地方自治体を取り巻く状況が大きく揺れ動く現在、皆様方にあつては地域に住む方々の福祉の向上を図るため、日々、懸命なるご努力をされておりますことに対し、心から敬意を表したいと存じます。

本組合におきましても、組合設立の原点であります加入自治体財政の相互共済的機能を十分に発揮し、市町村財政の安定と健全化に寄与しつつ、公務に邁進される組合市町村職員の皆様が安心して生涯職務に専念できるための退職手当制度を追求する重大な責務を肝に銘じ、職員一同と組合運営に万全を期してまいり所存であります。

皆様方には、本組合の議員として、なにとぞ一層のご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

以下、本日の定例会にご提案いたします案件につきましては、先に皆様方に送付いたしました会議案にてご承知いただいているものと存じますが、恒例により当組合の現況報告と共に、提出議案の概要について申し述べ、ご審議に際しての参考に供したいと存じます。

まず、組合の現況についてであります。

平成 19 年度における予算執行などの状況につきましては、皆様のお手元に監査委員からの出納検査調査書によるご報告がございますので、詳細な説明は省かせていただきますが、本年度も残すところ第 4 四半期のみとなった 12 月末における予算の執行率は、予算総額のうち、歳入において 72.9%、歳出では 20.6%となっており、収支差引で 189 億 1 千 4 百万円余りの残高を有して、退職者への給付業務に支障を来たすことなく推移いたしております。

次に、同じく 12 月末における退職者への給付業務につきましては、昨年同期と比べ退職者数で 28.9%増加し、退職手当額では 57.2%の増額という状況で推移いたしております。なお、12 月の退職者分につきましては 1 月以降の支払いとなるため、例年と同様にこの数値には含まれておりませんので、ご理解を賜りたいと存じます。また、これらの詳細につきましては、後ほどお手元の出納検査調査書をお目通しいただきたいと存じます。

次に、専決処分報告とその承認についてであります。その内容は、当組合職員に係る給与改定措置に関するものであります。この給与改定に関する取り扱いにつきましては、従来から地方自治法 180 条第 1 項の規定により、予め当組合議会において指定された事項として専決処分を行ってまいりましたが、今回も国家公務員の給与改定措置に準じ、昨年 11 月 28 日付にて専決処分を実施

いたしましたので、今回、ご報告をし、ご承認を得ようとするものであります。

続いて、平成 19 年度一般会計補正予算案についてであります。

補正の内容とその額の詳細につきましては、ご提案の際にご説明いたしますが、その概略を申し上げますと、まず歳出では、給付費において整理・勧奨退職に係る給付のための所要額が当初計上額を上回ることが懸念されますので、その不足想定分について補正を行い、そのほか、総務費、積立金、予備費において所要の増減補正を行っております。

一方、歳入においては、負担金収入額のうち普通負担金と事前納付金について、一般職員数の減少などに伴い当初想定した額を下回る見込みとなった事から、その相当額について減額補正を行い、そのほか、財産収入、諸収入において追加補正を行うと共に、今回の補正に要する不足財源を基金繰入金に求めることとして繰入金の追加補正を行った結果、歳入歳出それぞれ 8 億 2,225 万 9 千円を追加し、補正後の歳入歳出総額を 369 億 8,812 万 4 千円に定めようとするものであります。

次に、平成 20 年度市町村負担金の負担率についてであります。

組合運営の根幹を成す、この負担率につきましては、平成 18 年 1 月議会において「第 2 次一般職負担率改定計画の修正計画」としてご協議いただいたところであります。

このことから、平成 20 年度の負担率につきましては、当該計画どおり特別職は前年度と同率の千分の 320、一般職は前年度から千分の 15 上げて千分の 170 とすることとして、今回、ご提案をいたしました次第であります。

なお、平成 21 年度以降の負担率につきましては、職員数の減少率や整理・勧奨退職による退職職員数が当該計画策定時の想定を上回って推移しており、そのことが基金積立額の減少に拍車をかけていることから、現行計画の見直しが必要な事態となっております。このことから、組合財政の将来予測について、新たに織り込むべき要素を組み入れた財政診断を、昨年、数理専門機関に委託しておりましたが、その成果品を基に現行計画の見直し計画案を策定し、12 月に開催された組合運営委員会においてご協議をいただきました。

つきましては、今定例会終了後に議員全員協議会を開き、見直し計画案についてご協議を頂くこととしておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

次に、平成 20 年度一般会計予算の大要について、概略をご説明いたします。

まず、歳出でございますが、歳出総額の 99%を占める給付費につきましては、統一地方選挙の翌年度に当たることから、特別職に係る給付において、前年度当初予算の対比で 22%あまりの減額とし、一般職においては特別職就任に伴う退職者の減少があるものの、整理・勧奨退職者が増加するとして推計の結果、前年度当初予算とほぼ同額を予算計上いたしております。

また、一般経常経費、積立金、公債費につきましても、それぞれ所要の予算措置をいたしております。

一方、歳入におきましては、その 82%あまりを占める市町村負担金のうち、普通負担金につきましては、先にご説明いたしましたとおり、新年度における一般職負担率の改定を見込み計上いたしました。

また、事前納付金では、その納付率を加入市町村の選択性としたしましたが、事前に取りまとめた希望納付率による試算結果に基づき予算計上いたしており、そのほか追加負担金、脱退清算納付金につきましても、それぞれ所要額を見込み計上いたしております。

更に、財産収入、諸収入など、それぞれ所要額を計上した結果、不足する財源につきましては基金からの繰入金に求めることとし、これらの結果、平成 20 年度一般会計の当初予算総額を歳入歳

出それぞれ 350 億 6,091 万 5 千円に定めようとするものであります。

次に、退職手当条例等の一部を改正する条例の制定についてであります。これは、職員の育児短時間勤務、自己啓発等休業、高齢者部分休業といった各種制度が関係法令の改正により創設されたことに伴い、国家公務員の例に準じて関係規定の改正を行うものであります。

以上、提出議案等の概略について申し述べましたが、詳細につきましては事務局長等をして説明させていただきますので、よろしくご審議をいただき、いずれも原案通りご決定賜りますよう、お願い申し上げます。